

2017年1月13日

各位

株式会社 シグマ観光サービス

当社に対する行政処分の実施と貸切バス事業者安全認定評価の執行について

当社はバス車両の不適切な運行を行った事により、下記のとおり監督官庁である中部運輸局より事業用自動車使用停止処分（行政処分）を受けるに至りました。このことにより当社は日本バス協会が発行する貸切バス事業者安全性評価の二ツ星評価認定を失効しましたのでお知らせいたします。ご利用いただきますお客様をはじめ、各関係の皆様には多大なご迷惑・ご心配をおかけいたしましたして深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては今般の措置を重く受け止め、社長・整備管理責任者を交代し引き続き処分原因となった事象の再発防止を実施していくとともに、安全・安心な輸送の確保にむけ当社のみならずグループ全社一丸となり全力で取り組み、皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 行政処分の概要

(1) 行政処分の対象となった法令違反事実

- ① 2016年9月21日 運賃料金変更事前届出違反
- ② 2016年9月21日 自動車検査書の有効期限が満了した車両の運行

(2) 行政処分の内容

- ① の事実について20日車
  - ② の事実について60日車
- 合計80日車の使用停止処分

(3) 行政処分実施日 2016年12月5日

2. 行政処分により失効した認定

公益社団法人日本バス協会が認定する

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における二ツ星評価

3. 失効日 2017年1月12日

以上